

中国税務・ビジネスニュースフラッシュ

広東省で大企業向け税務事前裁定を試行、 グレーターベイエリアの発展を後押し

2026 年 8 月

第 8 号

概要

2026 年 7 月 31 日、国家税務総局広東省税務局は「国家税務総局広東省税務局による大企業向け税務事前裁定業務管理弁法（試行）」¹（粵税弁発[2026]34 号。以下、「本弁法」）を公布し、同日をもって施行されました。本弁法は、広東省の大企業が将来予想される複雑な税務事項について、政策適用の基準を明確化し、税務コストと潜在リスクを合理的に評価できるよう支援することを目的としています。粵港澳大湾区（広東・香港特別行政区・マカオ特別行政区グレーターベイエリア）の税務ビジネス環境を最適化するための重要な措置として、本弁法の公布は、企業が広東省において大規模な投資や資産再編などのビジネスに関する取り決めを行う際に、より明確な税務上の確定性を提供することになります。これに先立ち北京市、上海市、福建省などの地域でも事前裁定に関する規定が公布されています。それらの制度分析及び実務に関する事例は、PwC「中国税務・ビジネスニュースフラッシュ」²をご参照ください。

詳細内容

制定の背景

税務事前裁定とは、税務上の関連事項が発生する前に、税務機関が納税者の申請に基づいて税法の適用を明確化する制度的な取り決めであり、税務上の確定性を高め、税務機関と企業との間で事後的に見解の相違が生じることを極力回避する上で重要な意義を持ちます。2021 年に中国共産党中央弁公庁と国務院弁公庁が「徴税管理改革のさらなる深化に関する意見」において「大企業に対する税務事前裁定の実施を模索し、関連制度を確立・整備する」と提唱して以降、北京市、上海市などの地域では、相次いで省レベルの実施要領が公布されてきました。

一方、広東省の多くの都市でも、事前裁定の分野において積極的な取り組みが先行して行われてきました。これには、2020 年の広州市南沙区における初期のパイロット事業、2021 年の広州市と深セン市による国際税務事項に関する共同事前裁定、2022 年の広州市による「国際税務事項の確定性サービス」の導入、2024 年及び2025 年の茂名市と広州市税務局による正式な事前裁定業務制度の策定などが含まれます。近年、大企業における資産再編、持分取引、及び新たなビジネスモデルに伴う税務事項がますます複雑化する中で、企業の税務上の確定性に対するニーズが高まっています。今回の本弁法の公布は、広東省における大企業の税務事前裁定が、これまでの市レベルでの試行段階から、全省統一の規範的な運用段階へと正式に移行したことを示しています。

適用範囲

適用対象について、本弁法では「千戸集団」(訳注: 年度納税額が国家税務総局の管理基準に達している企業グループ)の広東省内(深セン市を除く、以下同)の本社及び広東省レベル、各市レベルで指定された大企業を対象とすることが明確に定められています。そのうち「千戸集団」の広東省内本社及び省レベルで指定された大企業は、**省税務局または市税務局**に申請することができ、市レベルで指定された大企業は管轄の**市税務局**に申請を行うことになります。

PwC の インサイト

広東省が申請範囲を「千戸集団」及び指定する大企業に限定していることは、現場の徴収管理リソースを活かし、重要かつ複雑な取引を優先的に扱うという現実的な判断を表しています。納税者が非居住者企業であるものの、広東省内の大企業に関与する複雑なクロスボーダー事項、例えば、広東省の大企業を対象とするクロスボーダー再編や、国外における間接持分譲渡、配当支払者が広東省の大企業である場合の租税条約上の受益所有者判定事項などについて、税務事前裁定制度を通じて税務上の確定性を得られるかどうかはまだ明らかになっていません。

留意すべき点として、深セン市は税務管轄が独立していることから、本弁法は適用されません。

また、本弁法では税目に制限を設けていないため、企業が直面する企業所得税、増値税、印紙税などの複雑な問題についても、裁定を申請することができます。

適用対象となる事項に関して、裁定を申請する取引は、将来発生することが見込まれるものであり、かつ明確で具体的な取り決めを備えた合法的な商業活動でなければなりません。政策適用の受理範囲を明確化するため、本弁法では税務事前裁定の範囲に含まれない「ネガティブリスト」が設定されており、以下が含まれます。

ネガティブリスト	PwC の考察
1) 確定した事業計画がない、または 2 年以内に発生しない事項	これは、企業が 2 年以内の明確な事業計画がある取引について事前裁定を申請し、税務処理を明確化できることを意味します。一方、事業計画において実質的に裏付けのない長期的な構想は、通常受理されません。 さらに本弁法では、裁定前に税務関連事項が実際に発生した場合、裁定手続は法に基づき終了することになると規定されています。 裁定の申請を計画している企業は、商談と取引の完了時期を総合的に計画し、取引が正式に確定する前に、申請と審議のための十分な期間を確保する必要があります。
2) 合理的な商業目的を有しない、または国の関連法律・法規により明確に禁止されている事項	企業との取引に関する取り決めが主に租税回避を目的としている場合、または国が明確に禁止している事業に該当する場合、事前裁定の適用対象外となります。
3) 複数の取引案を提示する事項、または同一事項について段階的に異なる案を提示するなどの税務計画行為	事前裁定は、確定した実在する取引に対する税制上の解釈に重点を置いており、企業が異なる複数の案について税負担関係を比較検討するためのツールとしては利用できません。企業は申請前に、単一かつ明確な実施案をあらかじめ選定しておくことが望ましいでしょう。
4) 現行の税法に明確な規定があり、関連規定を直接適用できる事項、及び現行の税法に規定がなく、税制の立法を必要とする事項、または純粋な理論上の問題	例えば、ある取引について税法上すでに明確な定義が存在する場合、規定に従って直接適用すればよく、事前裁定の範囲には含まれません。また、企業が何らかの先端的な新興事業に従事しようとしており、現行税法に全く規定がなく、立法により解決する必要がある場合も、事前裁定の範囲には含まれません。言い換えれば、現行の税制の枠組みの下で、取引に適用される税務処理上の解釈に関して事前裁定が行われます。
5) 納税評価、税務監査、リスク管理調査、租税回避対策、税務調査などに関わる事項	事前裁定は、予防的な性質を持つ納税サービスであり、税務機関が現在実施している税務調査、リスク管理、または税務調査手続への対抗手段として利用することはできません。
6) 未解決となっている行政再審査、仲裁、訴訟、または国外の法解釈に関わる事項	関連事項がすでに法的な解決に向かっている場合、行政救済または司法判断との競合を避けるため、事前裁定を再度申請することは適切ではありません。また税務機関は、中国における現行税法の適用についてのみ意見を表明し、国外の法律解釈については責任を負いません。

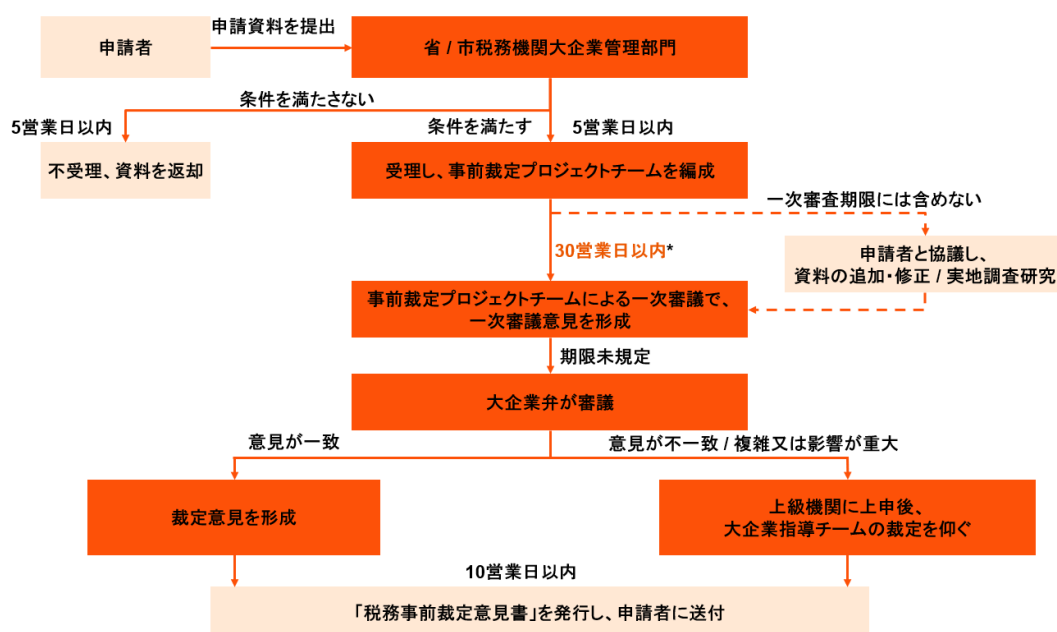
事前裁定の申請、受理、審議及び裁定

事前裁定は、省または市レベルの税務機関の大企業税務サービス・管理部門が、同等レベルの「大企業税務業務指導グループ弁公室」（以下、「大企業弁」）を代表して統括的に処理します。

手続: 大企業部門は納税者からの申請書類を受領後、5 営業日以内に受理の可否を決定しなければなりません。受理を決定した場合、大企業部門は大企業弁の関連する機関及び主管税務機関を招集してプロジェクトチームを編成し、30 営業日以内に一次審査意見を形成します。審査期間中に、企業からの追加資料または実地調査が必要な場合、企業が対応に要する期間は一次審査の期限に算入しません。特に、重大かつ困難な事案に遭遇した場合、同等レベルの大企業弁の同意を得て、処理期限を適宜延長することが認められています。一次審査意見の作成後、大企業弁に提出して集団審議が行われます。各部門の意見が一致した場合は、直ちに裁定意見を形成します。意見の相違がある場合や状況が重大かつ複雑な場合は、上級機関に報告した上で、大企業税務業務指導グループの裁定に付されます。税務機関は、裁定意見が形成された後、10 営業日以内に企業に対し「税務事前裁定意見書」を発行しなければなりません。

書類: 申請者が提出する資料には主に「税務事前裁定申請書」「税務事前裁定サービス申請声明書」、具体的な事業計画、契約書、フィージビリティスタディ報告書、董事会決議、承認文書、各当事者の財務・会計処理資料、及び関連部門・機関が発行した法律・税務に関するコンサルティング意見(ある場合)などが含まれます。

下図は、広東省の大企業における税務事前裁定の業務フローを示しています。



PwC の インサイト

手続及び監督制度面において、広東省では省・市両レベルでの受理方式、すなわち「受理した者が裁定を行う」、「市レベルの税務機関による裁定を省レベルの大企業担当部門に届け出る」という方式を組み合わせしており、市レベルの迅速な対応を確保しつつ、省税務機関の大企業担当部門による統括的なチェックを通じて、全省における税務政策の適用基準の一貫性を維持しています。

提出資料の要件と手続上の保護という観点から、今回公布された各種の様式において、納税者の基本情報の開示要件が詳細に定められています。申請者は「税務事前裁定申請書」において、裁定申請事項、企業自身の見解及び税務処理に関する意見、適用される税務政策の根拠などを詳細に説明しなければなりません。つまり、裁定を行う前提として、申請者が当該事項について比較

的明確な税務分析を行っていることが求められており、これは税務機関が裁定事項に対してより効率的に税務判断を下す上で有用なものとなります。同時に、本弁法では、裁定手続が何らかの理由で終了した場合、申請書類をすべて返却することを要求しており、これにより企業の営業秘密の漏洩や内部意思決定資料のセキュリティに対する安全性が確保されます。

税務事前裁定の執行と事後管理

本弁法に添付された「税務事前裁定意見書」によると、裁定意見は指導的な納税サービスに属し、強制力はなく、また公開されないことが明確化されています。さらに、事前裁定意見の有効性は、事実との一致により成立することが厳密に定められています。このため、企業が提出する資料は、合法的で真実かつ網羅的でなければならず、また将来において実際に発生する商業行為は申請内容と一致している必要があり、かつ根拠となる税法に実質的な変更が生じていないことが求められます。企業が事実を隠蔽した場合、実際の取引が申請案から逸脱した場合、裁定意見に従った税務処理を行わなかった場合、あるいは関連する税法が改正・廃止された場合、または新たに公布された税務文書により裁定が執行不能となった場合、事前裁定意見は自動的に失効します。

事後管理の段階において、主管税務機関は納税者における実際の経営状況及び申告状況を継続的に追跡します。同時に、本弁法に添付されている「税務事前裁定サービス申請声明書」においても、企業が裁定意見を取得した後、申請事項が実施されなくなった場合、実質的な変更が生じた場合、または実施が完了した場合には、主管税務機関に書面で通知することが求められています。

PwC の インサイト

本弁法では、事前裁定が税務機関及び納税者に対して法的な拘束力を持つかどうかについて言及されていません。現行の税法体系において、事前裁定は税務機関が大企業に対して提供する政策適用の指針及び個別化された納税サービス措置に属し、納税者の権利義務に実質的な影響を与える具体的な行政行為には該当せず、強制力を有しません。

ただし「税務事前裁定意見書」は、税務機関によって正式に発行・捺印されており、本弁法ではその発効の前提条件と追跡管理メカニズムが明確に定められています。これは、企業が関連する事実を正確に開示し、将来実際に発生する商業上の取り決めが申請資料と一致している限り、当該裁定意見は信頼性を有するものであり、納税申告の重要な根拠となりうることを意味します。

まとめ

広東省の税務事前裁定に関する本弁法は、大企業が税務上の確定性を高め、潜在的な税務リスクを未然に防ぐ上で役立ちます。特に M&A や再編、大規模な資産処分を頻繁に行う、あるいは新たな事業分野への進出を計画している大企業グループにとっては大きな後押しとなります。

個別対応型の納税サービスとして、事前裁定事項は通常、比較的複雑であり、税務機関内部における複数の部門による審議や連携が必要となります。これまでの経験によれば、全体のプロセスに数か月、場合によっては

半年程度の時間を要することがあります。事前裁定は2年以内に明確な計画がある取引にのみ適用され、申請事項が裁定前に実際に発生した場合は手続を中止する必要があることから、企業は初期段階で綿密な業務・財務・税務上の分析を行い、申請前に単一かつ明確な事業計画を確定させ、その後の税務機関との協議や裁定の発行、及び実際の取引の実施に向けて十分な時間を確保する必要があります。このため、申請を検討している大企業は、早急に手配を開始することを推奨いたします。

粵港澳大湾区の急速な発展に伴い、大湾区地域をまたいで事業を展開する企業におかれては、将来的に広東省が周辺の省・市と連携して税務事前裁定の協議をさらに推進し、「一度の申請により複数の地域で承認される」仕組みの実現を模索するとともに、地域をまたぐ事業展開を行う企業に対して、より統一された効率的な税務環境を提供することが期待されています。

注釈

1. 「国家税務総局広東省税務局による『国家税務総局広東省税務局大企業税務事前裁定業務管理弁法（試行）』の公布に関する通知」（粵税弁発[2026]34号）（リンク先は中国語原文）
https://guangdong.chinatax.gov.cn/gdsw/yhyshjzt2024_zcwj_tssjxl/2026-08/05/content_42149acbcd3a447ca3c0b4dcbb14f7b4.shtml
2. PwC 中国「中国税務・ビジネスニュースフラッシュ」2022 年第 20 号「各地の地域を跨ぐ税務事前裁定に対する模索、より優れたサービスの国・地域の連携による発展戦略」（リンク先は中国語原文）
https://mp.weixin.qq.com/s/wCVexiOSbEehp_ct2JneNg

PwC 中国「中国税務・ビジネスニュースフラッシュ」2024 年第 1 号「2024 年税務政策の解説：上海で税務事前裁定を試行、税務の確定性を向上へ」

<https://www.pwccn.com/en/tax/publications/chinatax-news-jan2024-1-jp.pdf>

PwC 中国「中国税務・ビジネスニュースフラッシュ」2024 年第 11 号「北京で税務事前裁定を試行、税務面からビジネス環境の最適化を促進」

<https://www.pwccn.com/en/tax/publications/chinatax-news-may2024-11-jp.pdf>

PwC 中国「中国税務・ビジネスニュースフラッシュ」2024 年第 16 号「福建省で初となる国際税務事前裁定、PwC のサポートで実現」

<https://www.pwccn.com/en/tax/publications/chinatax-news-aug2024-16-jp.pdf>

PwC 中国「中国税務・ビジネスニュースフラッシュ」2025 年第 13 号「上海の税務事前裁定、試行から正式施行へ：2025 年新弁法の解説」

<https://www.pwccn.com/en/tax/publications/chinatax-news-nov2025-13-jp.pdf>

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響などについてご質問などがございましたら、下記の**PwC中国税務・ビジネスコンサルティングチーム**担当者まで随時ご連絡ください。

原遵華

PwC 中国税務主管パートナー

+86 (21) 2323 3495

jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鵬

PwC 中国税務市場主管パートナー

+86 (10) 6533 3415

p.guo@cn.pwc.com

陳志希

PwC 中国北部税務主管パートナー

+86 (10) 6533 2022

rex.c.chan@cn.pwc.com

朱虹

PwC 中国内地中部税務主管パートナー

+86 (21) 2323 3071

ray.zhu@cn.pwc.com

何潤恒

PwC 中国南部税務主管パートナー

+852 2289 3026

rex.ho@hk.pwc.com

中国税務・ビジネスニュースフラッシュ

本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2026 年 8 月 27 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港特別行政区の PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービスにより作成されたものです。**PwC 中国税務政策サービス**は専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港特別行政区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍

TEL: +86 (10) 6533 3103

long.ma@cn.pwc.com

関連する最新のビジネス問題のソリューションは、中国のウェブサイト (<http://www.pwccn.com>) または香港特別行政区のウェブサイト (<http://www.pwchk.com>) にてご覧いただけます。

© 2026 PwC。普華永道 (PwC 中国) の許可なく配布することを禁じます。普華永道 (PwC 中国) とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: www.pwc.com/structure。

各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為または不作為について一切の責任を負いません。

广东试行大企业税收事先裁定， 助力大湾区高质量发展

二零二六年八月

第八期

摘要

2026 年 7 月 31 日，国家税务总局广东省税务局发布《国家税务总局广东省税务局大企业税收事先裁定工作管理办法（试行）》¹（粤税办发[2026]34 号，以下简称“办法”），自印发之日起施行。该办法旨在帮助广东的大企业就预期未来发生的复杂涉税事项明确政策适用口径，合理评估税收成本与潜在风险。作为优化大湾区税收营商环境的重要举措，办法的出台将为企业在粤开展重大投资、资产重组等商业安排提供更清晰的税收确定性。此前北京、上海、福建等地亦出台了事先裁定的相关规定，相应的制度分析和实践分享，可参考普华永道《中国税务/商务新知》往期专题²。

详细内容

出台背景

税收事先裁定是税务机关在涉税事项发生前，依申请向纳税人明确税收法律法规适用的制度性安排，对于增强税法确定性、减少事后税企争议具有重要意义。自 2021 年中共中央办公厅、国务院办公厅在《关于进一步深化税收征管改革的意见》中提出“探索实施大企业税收事先裁定并建立健全相关制度”以来，北

京、上海等地已陆续出台了省级工作办法。

与此同时，广东多地城市也已在事先裁定领域开展了积极的先行探索，包括 2020 年广州市南沙区的早期试点，2021 年广州市与深圳市开展国际税收事项联合事先裁定，2022 年广州市推出“国际税收事项确定性服务”，2024 年、2025 年茂名市、广州市税务局分别出台正式事先裁定工作机制等。近年来，随着大企业在资产重组、股权交易及新业务模式下的涉税事项日趋复杂，企业对税收政策确定性的诉求不断增加。此次办法的出台，标志着广东省大企业税收事先裁定由前期的市级试点探索正式进入全省统一规范运作阶段。

适用范围

在**适用对象**上，该办法明确针对“千户集团”在粤（不含深圳，下同）总部以及广东省级、各地市级列名大企业。其中，千户集团在粤总部和省级列名大企业可向**省局或市局**提出申请，市级列名大企业则向**属地市局**提出。

普华永道观察	广东将申请范围限定在千户集团及列名大企业，体现了结合基层征管资源、优先服务重大疑难交易的务实考量。对于一些纳税人为非居民企业，但涉及广东省内大企业的复杂跨境事项，例如标的为广东省大企业的跨境重组、境外间接股权转让；派息方为广东省大企业的税收协定受益所有人判定事项等，尚不确定是否也能通过税收事先裁定机制获得确定性。 需要注意的是，深圳因税收管辖独立，不适用本办法。 此外，办法并未对税种设限，这意味着企业常见的企业所得税、增值税、印花税等复杂问题均可申请裁定。
--------	--

在**适用事项**上，申请裁定的交易必须基于预期未来发生，且具备明确、具体安排的合法商业活动。为明确政策适用的受理边界，办法设定了不属于税收事先裁定范围的“负面事项清单”，包括：

负面事项清单	普华永道观察
1) 无确定的立项计划或两年内不会发生的事项	这意味着企业可以就两年内有明确推进计划的交易申请事先裁定，明确税务处理；而缺乏实质立项支持的远期设想通常不属于受理范围。 此外，办法规定，若在裁定作出前涉税事项已经实际发生，将导致裁定程序依法终止。 计划申请裁定的企业需统筹规划好商业谈判与交易交割节奏，在交易正式落地前预留充足的申请与审议周期。
2) 不具有合理商业目的或国家相关法律、法规明确禁止的事项	如果企业的交易安排主要是出于避税目的，或者属于国家明令禁止的业务，不适用事先裁定。
3) 提供多种交易方案的事项或分次提出不同方案的同一事项等税收筹划行为	事先裁定重在对既定、确定的真实交易进行政策解释，不能作为企业比选不同方案税负高低的工具。企业在提出申请前，宜先行确定单一且明确的实施方案。

4) 现行税收法律法规已有明确规定，可直接适用相关规定的事项；以及现行税收法律法规没有规定，需要税收立法的事项，或纯粹的理论问题	举例来说，如果某项交易税收法规已有清晰界定，直接依规执行即可，不属于事先裁定范围；如果企业拟从事某种前沿新兴业务，现行税法完全没有规定，需要通过立法解决，也不属于事先裁定的范围。换言之，事先裁定寻求的是在现行税收政策框架下，对交易适用税务处理的解释。
5) 涉及纳税评估、税务审计、风控核查、反避税、税务稽查等事项	事先裁定属于事前防范性质的纳税服务，不能作为企业应对税务机关正在开展的税收检查、风控或稽查程序的抗辩手段。
6) 涉及未办结的行政复议、仲裁、诉讼或国外法律解释的事项	如果相关事项已进入法律争议解决程序，为避免与行政救济或司法裁判冲突，不适宜再提出事先裁定；同时，税务机关仅对我国现行税法的适用出具意见，不负责解释国外法律。

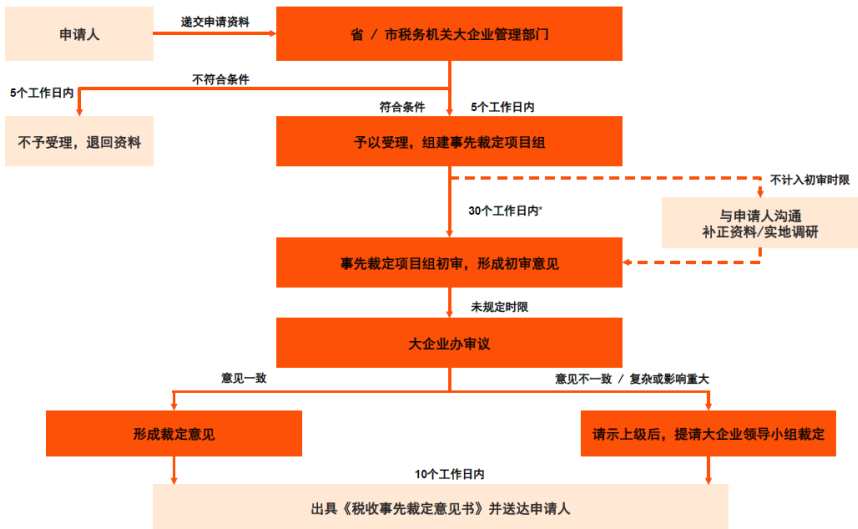
事先裁定的申请、受理、审议与裁定

事先裁定由省或市级税务机关大企业税收服务和管理部门代表本级大企业税收工作领导小组办公室（以下简称“大企业办”）统筹处理。

流程方面，大企业部门在收到纳税人的申请材料后，须在 5 个工作日内决定是否受理。决定受理的，由大企业部门召集大企业办相关成员单位及主管税务机关组成项目组，在 30 个工作日内形成初审意见。若审核期间需要企业补充资料或开展实地调研，企业补充资料的时间不计入初审期限；遇到特殊重大疑难情形，经本级大企业办同意，可适当延长办理时限。初审意见形成后，提交大企业办集体审议。各部门意见一致的，直接形成裁定意见；若存在分歧或情况重大复杂，则向上级请示后提请大企业税收工作领导小组审定。税务机关须在裁定意见形成后 10 个工作日内向企业出具《税收事先裁定意见书》。

文书方面，申请人递交的材料主要包括《税收事先裁定申请表》、《税收事先裁定服务申请声明书》、具体商业实施方案、合同协议、可行性研究报告、董事会决议、批复文件、各方财务会计处理资料，以及相关部门、单位出具的法律、税务咨询意见（若有）等。

下图列示了广东大企业税收事先裁定的工作流程：



普华永道观察

办理与监督机制方面，广东采取了省市两级受理、“谁受理、谁裁定”、“地市级税务机关作出的裁定报省级大企业办备案”相结合的方式，在兼顾地市快速响应的同时，能够通过省税务机关大企业办统筹把关，维护全省税收政策适用尺度的一致性。

材料要求与程序保护方面，本次发布的配套表格对纳税人基本信息的披露要求较为详尽。申请人须在《税收事先裁定申请表》中详细说明申请裁定事项、企业自己的观点和税务处理意见、适用的税收政策依据等。也就是说，裁定的前提是申请人已经对事项有比较明确的税务分析，这也有助于税务机关更高效地对裁定事项作出税务判断。同时，办法明确在裁定程序因故终止时将退还全部申请材料，旨在打消企业对于商业秘密泄露与内部决策资料安全的顾虑。

税收事先裁定的执行与后续管理

办法所附《税收事先裁定意见书》明确，裁定意见属于指导性纳税服务，不具有强制执行力且不予公开。此外，事先裁定意见的有效性建立在严格的事实一致性基础之上。企业提交的资料必须合法、真实、全面，未来实际发生的商业行为必须与申请内容一致，且依据的税收法律法规未发生实质变化。如果企业隐瞒事实、实际交易偏离申请方案、未依照裁定意见执行税务处理，或相关税收法规被修订、废止，或新出台税收文件导致裁定不可执行，事先裁定意见将自动失效。

在后续管理环节，主管税务机关会持续跟踪纳税人的实际经营与申报情况。同时，办法所附《税收事先裁定服务申请声明书》也要求企业获得裁定意见后，若申请事项不再实施、发生实质性变动或实施完毕，应当书面告知主管税务机关。

普华永道观察

办法未提及事先裁定对税务机关和纳税人是否具有法定约束力。在现行税法体系下，事先裁定属于税务机关面向大企业提供的政策适用指导与个性化纳税服务举措，不属于对纳税人权利义务产生实质影响的具体行政行为，不具有强制执行力。

不过，《税收事先裁定意见书》由税务机关正式出具并签章，且办法明确了其生效前提与跟踪管理机制。这意味着，只要企业如实披露相关事实，且未来实际发生的商业安排与申请资料保持一致，该裁定意见是可以信赖并作为纳税申报重要依据的。

注意要点

广东的税收事先裁定办法有助于大企业提升税收政策确定性、防范潜在涉税风险，特别是对于频繁发生并购重组、重大资产处置或拟开拓新业务领域的大企业集团来说是个利好。

作为一项个性化纳税服务，事先裁定事项通常较为复杂，涉及税务机关内部多部门的审议沟通。根据以往的经验，整个流程往往需要数月甚至半年的时间。考虑到事先裁定仅适用于两年内有明确计划的交易，且申请的涉税事项若在裁定作出前已实际发生将导致程序终止，因此，企业需要在前期开展深入的业务与财税分析，在提出申请前确定单一明确的商业方案，并为后续的税企沟通、裁定出具以及实际交易落地留足

时间。建议有申请意向的大企业尽早安排推进。

随着大湾区的蓬勃发展，大湾区跨区域经营企业也期待未来广东能与周边省市进一步推动税收事先裁定协同工作，探索实现“一次申请、多地认可”，为跨地区经营企业提供更加统一、高效的税收环境。

注释

1. 《国家税务总局广东省税务局关于印发〈国家税务总局广东省税务局大企业税收事先裁定工作管理办法（试行）〉的通知》（粤税办发[2026]34号）

https://guangdong.chinatax.gov.cn/gdsw/yhyshjzt2024_zcwj_tssjxl/2026-08/05/content_42149acbcd3a447ca3c0b4dcbb14f7b4.shtml

2. 普华永道《中国税务/商务新知》2022年第20期：《各地探索跨区域税收事先裁定，为更好服务国家区域协调发展战略》

https://mp.weixin.qq.com/s/wCVexiOSbEehp_ct2JneNg

普华永道《中国税务/商务新知》2024年第1期：《解读2024税政重磅创新：上海试行税收事先裁定，提升税收确定性》

<https://mp.weixin.qq.com/s/nvFZaB2Z3QDut2cs3OGgrA>

普华永道《中国税务/商务新知》2024年第11期：《北京试行税收事先裁定，优化税收营商环境》

<https://mp.weixin.qq.com/s/TWW-l9IzQwgg6eFU0dQfOw>

普华永道《中国税务/商务新知》2024年第16期：《以案为鉴，探索创新——普华永道助力落地福建省首例国际税收事先裁定》

<https://www.pwccn.com/zh/china-tax-news/2024q3/chinatax-news-aug2024-16.pdf>

普华永道《中国税务/商务新知》2025年第13期：《上海税收事先裁定“试行转正”：2025年新版办法解读》

<https://www.pwccn.com/zh/china-tax-news/2025q4/chinatax-news-nov2025-13.pdf>

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道中国税务及商务咨询团队**：

原遵华

普华永道中国税务主管合伙人

+86 (21) 2323 3495

jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鹏

普华永道中国税务市场主管合伙人

+86 (10) 6533 3415

p.guo@cn.pwc.com

陈志希

普华永道中国内地北部税务主管合伙人

+86 (10) 6533 2022

rex.c.chan@cn.pwc.com

朱虹

普华永道中国内地中部税务主管合伙人

+86 (21) 2323 3071

ray.zhu@cn.pwc.com

何润恒

普华永道中国南部税务主管合伙人

+852 2289 3026

rex.ho@hk.pwc.com

新知

中国税务/商务专业服务

文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律法规的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2026 年 8 月 27 日编制而成的。这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙

电话: +86 (10) 6533 3103

long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

© 2026 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。

每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。